

Title	フランスの性別クオータ制「パリテ」に関する社会学的研究——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて
Author(s)	村上, 彩佳
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/69290
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏名 (村上 彩佳)

論文題名

フランスの性別クオータ制「パリテ」に関する社会学的研究
——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて

論文内容の要旨

本研究の目的は、①フランスにおいて、クオータ制のなかでも50%という高い候補者割当て枠を用いるパリテ法 (parité; パリテはフランス語で男女平等・同数を意味する) が、世界的にも珍しく憲法改正の手続きを伴って制定され、その後フランス社会に根付いた要因を、同法に対する社会的・政治的合意の形成過程に着目しながら考察し、②フランスにおいて単なるクオータ制ではなく「パリテ法」が制定された理由と意義を明らかにすることである。また、現在のフランス社会においてパリテ法がどういった影響を与えているのかを、パリテ法が適用される選挙や議会に着目し実証的に検討したうえで、③日本においてクオータ制を導入するための示唆を導き出す。研究方法は、言説分析、フィールドワークとインタビュー、インターネット上にアップロードされている言説や画像の分析といった質的調査方法を用いる。

本稿の構成は以下の通りである。第Ⅰ部 (第1・2・3章) では、フランスでパリテ法が制定されるまでにおきた議論や運動を歴史的に検討したうえで、フランスがどういった経緯でクオータ制ではなくパリテ法を制定するに至ったのか、パリテ法はフランスの政界の男女平等をどのように実現してきたのかについて、様々なファクトを提示する。そのために、フランスにおける女性の政治的権利の要求運動からパリテ法が登場するまでの歴史を概観し、さらにフランスでパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制との比較を交えながら論じる。

第Ⅱ部 (第4・5章) では、第二波フェミニズム運動以降、フランス社会のなかででくすぶりつづけ、パリテ法をめぐる議論をきっかけに再燃した「人権」および「市民権」と性差のパラドキシカルな関係を、様々なデータを用いながら実証的に検討していく。第Ⅰ部で確認するように、フランス独特の女性の政治参画促進措置であるパリテ法に対する賛否は、フェミニストや知識人の間でも分かれていた。また、パリテ法は従来の普遍主義的平等アプローチや、男性中心的な人権と市民権 (droits de l' homme et du citoyen) 概念の限界点を乗り越える可能性を秘めた施策であった一方で、男女それぞれの政治的権利の保障をめざしていたために、ときに性別特性論や異性愛主義と結びつけられるという問題点もあった。そこで第Ⅱ部では、知識人・フェミニスト・一般女性市民それぞれがパリテ法に対してどういった見解を示していたのかを、マスメディア報道、パリテを推進する女性市民団体が筆者が行ったフィールドワーク、そしてインターネット上にアップロードされている言説や画像といったデータの分析を通じて明らかにしていく。

第Ⅰ～Ⅱ部で論じるように、パリテ法は異性愛主義と結びつく危険性を抱えていたものの、女性の政治参画をラディカルな方法で保障する制度として、フランス市民に広く受け入れられ、フランスの政治文化に根付いている。そこで、第Ⅲ部 (第6・7章) では、パリテが実現した時代の女性の政治参画の実情を、パリテ法制定以前と比較しながら描き出すことによって、パリテ法の効果と意義を実証的に論じる。パリテ法の制定によって、女性の政治参画をめぐる状況はどのように変化したのかを、統計データ、先行研究、パリテ法制定以前の女性の政治参画に関するドキュメンタリー資料、そしてパリテ法制定以降に選挙に立候補した経験をもつ女性に対するインタビュー調査で得たデータを用いながら描き出す。

第Ⅳ部 (第8章・終章) では、第Ⅰ～Ⅲ部で検討する、パリテ法が制定されるまでの経緯、パリテ法と性差の解釈のパラドキシカルな関係、パリテ法の効果および単なるクオータ制ではなくパリテ法がフランスで制定されたことの意義をふまえたうえで、パリテ法の課題と今後の展望について「質のパリテ」という視点から考察し、「数」と「質」両方のパリテが保障されることで初めて、女性が政治的権利を求める際に直面する「女性は女性であるゆえに政治から排除されてきたこと/女性が女性として政治的権利を求めること」の間で生じる「差異のジレンマ」を解消する可能性が切り開かれることを論じる。さらに、日本がクオータ制を導入するための示唆として、パリテのように発展していく可能性を内包している、日本の政治・経済社会領域についての男女平等理念「男女共同参画」を戦略的に活用していくことが可能であることを論じる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (村上 彩佳)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	牟田和恵
	副 査	教授	スコット・ノース
	副 査	准教授	辻 大介

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本において政治参画の男女平等がなかなか進展しないことを問題意識の出発点としながら、フランスにおいて、世界的でも珍しく憲法改正の手続きを伴ってクオータ制のなかでも50%という高い候補者割当て枠を用いるパリテ法 (parité; フランス語で男女平等・同数を意味する) が制定され、その後フランス社会に根付いた要因を、同法に対する社会的・政治的合意の形成過程に着目しながら考察するものであり、現在のフランス社会においてパリテ法がどのように適用されているかを実証的に検討したうえで、日本においてクオータ制を導入するための示唆を導き出している。

本論文の構成は、第I部 (第1・2・3章) では、フランスがパリテ法制定に至るまでに経験した議論や運動を歴史的に検討したうえで、フランスがどういった経緯でクオータ制ではなくパリテ法を制定するに至ったのか、パリテ法はフランスの政界の男女平等をどのように実現してきたのかについて、様々なファクトを提示する。そのために、フランスにおける女性の政治的権利の要求運動からパリテ法が登場するまでの歴史を概観し、さらにフランスでパリテ法が制定されたことの意義を、クオータ制との比較を交えながら論じる。第II部 (第4・5章) では第二波フェミニズム運動以降、フランス社会のなかででくすぶりつづけ、パリテ法をめぐる議論をきっかけに再燃した「人権」および「市民権」と性差のパラドキシカルな関係を様々なデータを用いながら実証的に検討し、パリテ法は異性愛主義と結びつく危険性を抱えていたものの、女性の政治参画をラディカルな方法で保障する制度として、フランス市民に広く受け入れられたことを論じる。そして、第III部 (第6・7章) では、パリテが実現した時代の女性の政治参画の実情を、パリテが実現した時代の女性の政治参画の実情を、パリテ法制定以前と比較しながら描き出すことによって、パリテ法制定以前と比較しながら描き出すことによって、パリテ法の効果と意義を実証的に論じる。結論の第IV部 (第8章・終章) では、ここまで論じてきた単なるクオータ制ではなくパリテ法がフランスで制定されたことの意義をふまえたうえで、パリテ法の課題と今後の展望について「質のパリテ」という視点から考察し、「数」と「質」両方のパリテが保障されることで「差異のジレンマ」が解消される可能性が切り開かれることを論じる。さらに、日本がクオータ制を導入するための示唆として、パリテに類似した特徴をもつ政治・経済社会領域における男女平等理念である「男女共同参画」概念を戦略的に用いることが可能であるという興味深い提言をしている。

パリテ法については日本でも主として政治学・法学領域で研究は行われてきているが、本論文は、以上のように、パリテ法が受け入れられ適用されていくプロセスを実証的に描き出しその意義と意味、そしてパラドキシカルな様相にも具体的に踏み込んで社会学的に論じており、オリジナリティのある興味深い知見を提供している。さらに、日本においてクオータ制の導入が提言されながらも困難をきわめている現状に対し、有意義な示唆を与えるものともなっている。

以上のことから、本論文は、博士 (人間科学) の学位授与にふさわしいものと判定する。